

## 瀬戸市議会告示第2号

瀬戸市議会の個人情報の保護に関する条例施行規程（令和5年瀬戸市議会告示第1号）の一部を次のように改正する。

令和7年12月22日

瀬戸市議会議長 富田宗一

第5号様式、第15号様式及び第21号様式中「又は住民基本台帳カード（住所記載のあるもの）」を削る。

### 附 則

#### （施行期日）

1 この規程は、令和8年1月1日から施行する。

#### （経過措置）

2 この規程による改正前の様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

3 この規程の施行の際現にこの規程による改正前の瀬戸市議会の個人情報の保護に関する条例施行規程の規定に基づいて提出されている書類は、この規程による改正後の瀬戸市議会の個人情報の保護に関する条例施行規程の規定に基づいて提出された書類とみなす。